

・掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
・最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント(連絡先)を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。
[環境省暫定訳]

環境自然資源省

分野別生物多様性法 第 333-15 号

原文タイトル: Ley Sectorial de Biodiversidad (333-15)

原文リンク: <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/303DECA2-C6E1-A15E-811B-E4C8CFD940F8/attachments/LEY%20SECTORIAL%20DE%20BIODIVERSIDAD%20333%20-.pdf>

(最終アクセス日:平成 30 年月日)

目次

法律第 333-15 号	4
第 I 章 総則	9
第 I 節 法律の目的	9
第 II 節 一般原則	9
第 III 節 定義	10
第 II 章 生物多様性管理	16
第 I 節 権限ある国家機関	16
第 II 節 管理手法	16
第 I 款 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国家戦略並びに行動計画	16
第 II 款 保全及び持続可能な利用計画	17
第 III 款 奨励制度	17
第 IV 款 許可、免許、利用契約、権利の制度	17
第 V 款 生物多様性管理における関係者と関係セクターの一体化と参加	18
第 VI 款 研究	19
第 VII 款 公的情報と市民教育	19
第 III 節 委員会	20
第 III 章 生物多様性	20
第 I 節 種の保存	20
第 II 節 生息地及び生態系の保全	22
第 III 節 生物多様性の利用	23
第 I 款 商取引	24
第 II 款 狩猟	25
第 IV 節 遺伝資源及びその派生物	26
第 V 節 バイオセキュリティ	27
第 VI 節 外来侵入種の対策	28

第Ⅳ章 行政違反及び罰則.....	29
第Ⅰ節 行政違反の分類.....	29
第Ⅱ節 分類.....	29
第Ⅲ節 罰則規定、違反による罪.....	32
第Ⅳ節 予防対策.....	32
第Ⅴ章 生物多様性に対する犯罪及び罰則.....	32
経過措置.....	34
最終措置.....	36

ドミニカ共和国の名において国会は以下の法律を定める。

法律第 333-15 号

考慮すべき点 1：環境及び自然資源に関する法律第 64-00 号第 141 条に則り、環境自然資源省は生物多様性法案を制定する。

考慮すべき点 2：生物多様性は生物の全体及びそれぞれの種の集合であり、ドミニカ共和国の持続可能な開発の達成のための共通財産及び要素である。

考慮すべき点 3：生物資源を枯渇、退廃、退化させることなく、現在及び将来の世代が合理的に活用し享受できるように注意を払うことは、政府及びその機関、地方自治体そして国民の責務である。

考慮すべき点 4：ドミニカ政府は環境自然資源省を通じて国家環境自然資源政策枠で規定される国家生物多様性保全政策を策定し実施しなければならない。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国家戦略は、国家環境自然資源政策の一部である。

考慮すべき点 5：健全な環境を享受することは全てのドミニカ国民の権利であり、故に生物多様性の保全及び保護、持続可能な利用に必要な活動を支援し参加すべき義務が発生する。

考慮すべき点 6：ドミニカ共和国は、アメリカ諸国動植物自然景観保護条約、国際自然保護連合（IUCN）の設立憲章、西半球自然野生生物保護条約、生物多様性条約（CBD）の署名国である。

考慮すべき点 7：国内の生物多様性に対する脅威の一つは、その生息地の退化と分断化である。

考慮すべき点 8：ドミニカ共和国の自然遺産である生態系の保護、保全及び持続可能な利用は極めて重要なことである。生物多様性も同様である。

考慮すべき点 9：国土が島であることや地形学的特徴により、その生態系は特異であり脆く、脅威にさらされその統合性が危険な状態に陥っている。

考慮すべき点 10：国内の生物多様性の非持続的な利用により多くの種が危険な状態にある。

考慮すべき点 11：生物多様性の科学的調査を実施することで自然資源に関する知識レベルが高まり、自然資源の保全や管理に適切な対策を講じることができる。

考慮すべき点 12：遺伝資源から生ずる利益を地域社会へ確実に配分するため、遺伝資源の保全及び持続可能な利用実施が必要であること。

考慮すべき点 13：生物多様性の保全は、持続可能な開発を達成するうえで不可欠であり国家開発戦略に含めるべきものである。

考慮すべき点 14：生物多様性の保全は、本質的な生態学的プロセスを確保し水資源の継続的な利用可能性を維持するうえで必要である。

考慮すべき点 15：生物多様性の保全と持続可能な利用は、貧困削減の基本でありドミニカ政府の義務である。

考慮すべき点 16：生態系の健全性及び生産能力を確保するうえで遺伝的多様性の保全は不可欠である。

考慮した法令：共和国憲法

考慮した法令：1884年4月17日国会施行令第2213号により承認されたドミニカ共和国民法

考慮した法令：1884年8月20日国会施行令第2274号により承認されたドミニカ共和国刑法

考慮した法令：国家開発戦略2030を定めた2012年1月25日法律第1-12号

考慮した法令：公共行政省を定めた2008年1月16日公共機能法第41-08号

考慮した法令：2006年12月27日財務省組織法第494-06号

考慮した法令：経済計画開発省（SEEPYD）を定めた2006年12月28日法律第496-06号

考慮した法令：2004年7月30日保護地区部門法第202-04号

考慮した法令：2000年8月21日著作権法第65-00号

考慮した法令：環境自然資源省を定めた2006年8月18日法律第64-00号

考慮した法令：1997年6月24日法律第141-97号（公共企業改革一般法）

考慮した法令：1967年9月13日ドミニカ共和国海洋領域に関する法律第186号の名称及びその第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条を変更する1977年4月1日法律第573号

考慮した法令：全国の河川流域を潤す河川の水源における樹木及び草むらの伐採を禁止する1977年5月28日法律第632号

考慮した法令：教育文化振興センターとして法人格を有する国立植物園“Dr. Rafael M. Hoscoso”を創設するための1976年10月28日法律第456号

考慮した法令：生物学全般及び国内動物の保護に関する教育、研究及び文化推進センターとして国立動物園を創設するための1975年1月3日法律第114号

考慮した法令：国立公園局を創設するための1974年11月8日法律第67号

考慮した法令：砂、砂利及び石と呼ばれる地表コンポーネントの採掘を禁止する1971年5月10日法律第123号

考慮した法令：地下水開発規制及び保全に関する1969年10月15日法律第487号

考慮した法令：1938年2月22日連絡道路に関する法律1474号第49条を変更するための1968年5月23日法律第305号

考慮した法令：品質標準化及び制度に関する1977年5月20日法律第602号

考慮した法令：ドミニカ共和国海洋領域に関する1967年9月13日法律第186号

考慮した法令：武器の取引、保持、所有に関する1965年10月17日法律第36号

考慮した法令：地表水の管理及び公共配水に関する1962年3月29日法律第5852号

考慮した法令：植物衛生に関する1958年8月29日法律第4990号（1938年法律第988号に代わるもの）

考慮した法令：国家省庁の基本法である 1956 年 2 月 10 日法律第 4378 号

考慮した法令：港湾及び海岸警察に関する 1951 年 7 月 12 日法律第 3003 号

考慮した法令：1972 年 3 月 20 日法律第 282 号及び 1972 年 8 月 25 日法律第 361 号（修正法を含む）に含まれる政府、サントドミンゴ首都地区又は市町村による土地収用の特別手続きを定めた 1943 年 7 月 29 日法律第 344 号

考慮した法令：狩猟に関する 1931 年 2 月 4 日法律第 85 号

考慮した法令：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国家戦略及びその行動計画を推進及び実施することを目的とした国家生物多様性委員会創立のための 2012 年 8 月 14 日政令第 441-12 号

考慮した法令：2011-2020 の 10 年を「ドミニカ共和国の生物多様性の 10 年間と宣言し、環境自然資源省に国家生物多様性委員会設立を通知する」2011 年 8 月 3 日政令第 451-11 号

考慮した法令：人間と生物圏委員会、MAB 国家委員会を設立し統合した政令 136-92 号の第 1 条を修正する 2010 年 4 月 15 日政令第 212-10 号。2010 年 4 月 30 日政令第 800-02 号、官報 10572 号を廃止。

考慮した法令：多くの国立公園、自然記念碑、生物保護区、研究保護区、海洋保護区、野生生物保護区、国立レクリエーション地区ボカ・デ・ニグア及び国立記念碑サルト・デ・ヒメノアを設立するための 2009 年 8 月 7 日政令第 571-09 号。国際自然保護連合の一般カテゴリーに定められた全保護区周辺 300 メートルに緩衝地域又は持続可能な利用地域を設け、湿地帯の国内調査実施を定め、国内すべてのダム湖周辺に 250 メートルの保護地帯を設定する。

考慮した法令：野生動植物の取引規則を承認する 2004 年 10 月 1 日政令第 1288-04 号

考慮した法令：国立自然歴史博物館の主要団体を統一する 1986 年 11 月 14 日政令第 1184-86-407 号

考慮した法令：国立水族館の団体を設立、統一する 1990 年 7 月 22 日政令第 245-90 号

考慮した法令：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する戦略並びに行動計画（2010-2020）を定める 2011 年 12 月 26 日環境自然資源省決議第 026-11 号

考慮した法令：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を承認する 2001 年 11 月 8 日決議第 177-01 号

考慮した法令：国連と加盟国間で 1992 年 5 月 9 日に署名された国連気候変動枠組条約を承認する 1998 年 6 月 18 日決議第 182-98 号

考慮した法令：1983 年 3 月 24 日コロンビア、カルタヘナにて署名されたカリブ海海洋環境保護条約及びその追加議定書を承認する 1998 年 8 月 18 日決議第 359-98 号

考慮した法令：大規模干ばつや砂漠化の被災国、特にアフリカ諸国へ向けた 1994 年 6 月 17 日国連砂漠化対処条約へのドミニカ共和国の加盟を承認する 1997 年 6 月 10 日決議第 99-97 号

考慮した法令：ドミニカ政府が署名した生物多様性条約及び 1992 年 6 月 5 日ブラジル、リオデジャネイロの国連環境開発会議「地球サミット」を承認する 1996 年 10 月 2 日決議第 25-96 号

考慮した法令：オゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を承認する 1992 年 12 月 8 日決議第 59-92 号

考慮した法令：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約を承認する 1982 年 6 月 17 日決議第 550 号

第I章 総則

第I節 法律の目的

第1条 この法律の目的

1. 共和国憲法及び2000年8月18日環境自然資源基本法第64-00号に含まれる生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する原則及び規定の展開、規制及び適用を行う。
2. ドミニカ国の自然遺産の一部である国内の生態系の均衡及び動向並びに関連生態学的プロセスの復旧に貢献でき、また生物多様性の維持及び回復を支援するために必要な法的枠組みを制定する。
3. 生物多様性の保全及び持続可能な利用を保証する。
4. 遺伝資源及び生物多様性からの派生物の取得の機会の提供についての規則を制定する。
5. 遺伝資源を利用することで生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保する。
6. この法律の違反に適用する行政罰及び刑事罰並びに客観的民事責任を規定する。

第II節 一般原則

第2条 原則。 基本法で定められた原則はこの法律に全面的に適用される。

第3条 政策の策定。 ドミニカ政府は、領土内の存在する生物多様性に関する政策の策定と実施において主権を有する。野生生物に関する既得権は存在せず、それは国家の自然遺産の一部である。

第4条 戦略的重要性。 生物多様性を構成する要素は、国にとって戦略的に重要なものであり経済的、社会的、文化的及び食料安全保障の発展や国民生活の質の向上に不可欠なものである。

第5条 地域社会。 生物多様性の保全及び持続可能な利用及び生物多様性の要素に関連した知識の要件を伴った共存可能な文化的かつ伝統的活動の多様性は、国

内外の法的枠組に従い、また地域社会の場合はその固有な方法により尊重し推進すべきものである。

第 6 条 予防原則。 生物多様性の構成要素や野生生物に重大かつ切迫した危険や脅威が存在する場合、絶対的な科学的根拠の欠如を保護に向けた効果的な予防策を講じない理由として挙げることはできない。

第 7 条 衡平な利用。 ドミニカ政府は、生物多様性の要素の保全及び持続可能な利用への市民社会の参加を確保し、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を保証する。

第 8 条 科学的調査。 ドミニカ政府は、生物多様性の構成要素の科学的調査を促進し、国家、地方、市レベルの戦略及び政策の策定においてその結果を考慮する。

第 9 条 開発計画。 ドミニカ政府は、すべての国家及び分野別開発計画に生物多様性の保全及び持続可能な利用を取り入れる。

第 10 条 情報の取得。 ドミニカ政府は、意思決定のための生物多様性の状況及び状態に関する正確かつ適切な情報の利用を保証する。

第 III 節 定義

第 11 条 定義。 本法律の目的のため以下の様に理解する。

1. **非生物 (abiótico) :** 生態系の中の生命力が欠如したコンポーネント。
2. **遺伝資源及びその派生物の取得の機会 :** 調査、バイオプロスペクティング、保全、産業レベルでの利用又は商業的活用等の目的で、生息域内及び生息域外で保全された遺伝資源、その派生物又は関連した伝統的知識の取得及び利用。
3. **狩猟動物 :** 狩猟規定 (政令や決議) において指定された動物の種。
4. **重要区域 :** 生物的及び/又は非生物的に特別な環境であること、生態学上重要であること及び生息地であることを理由に、本法律の第 61 条、法律第 64-00 号第 136 条第 1 項及び第 138 条により保全又は保護の対象に指定された生態系の部分。これには、保護種、絶滅のおそれにさらされた種及び絶滅危惧種のライフサイクルに重要な移動通過地や繁殖地の空間も含まれる。

5. **自然保護区域**：法令及び他の有効な方法により生物多様性やそれに関連した自然文化的資源の重要な要素を保護及び維持するために当てられた区域。
6. **生物多様性または生物学的多様性**：あらゆる起源の遺伝子、種、生態系及びその複合体の変異性。自然及び文化の推移の結果として種内、種間及び生態系に存在する生物多様性が含まれる。
7. **バイオプロスペクティング**：生物多様性の中に存在する現在の又は潜在的に価値がある化学的化合物、遺伝子、たんぱく質、微生物及びその他の成果物の新たな起源に関する商業目的で行う体系的探索、分類及び研究。
8. **バイオセキュリティ**：改変された生物やその派生物の取り扱い及び遺伝子工学の活用から生じる危険を最小限にするためのあらゆる行為又は安全対策及びそれらの行為や対策から結果として達成された状態。
9. **モダンバイオテクノロジー**：以下のものから成る。a) 組み換え DNA 及び RNA、細胞やその細胞小器官への核酸の直接導入を含む in vitro 核酸操作技術、b) 自然界、生理学、生殖又は組換え上の壁を超え分類学上の科を超えた細胞融合技術で、従来のセレクションやハイブリダイゼーションに使用された技術とは異なるもの。
10. **生物 (biótico)**：生態系の中の生命力を有するコンポーネント。
11. **狩猟**：法令、政令及び決議により狩猟用として指定された野生動物種の捕獲、死及び身体切断を引き起こすすべての活動。
12. **研究目的の捕獲**：研究目的又は動物園、自然歴史博物館、大学、その他国内外で設置され認知された然るべき機関の標本を増やすために行うものである。
13. **商業目的の狩猟**：営利を目的に行うもの。
14. **個体数調整の狩猟**：権限のある機関が定めた基準により特定された種、又はその個体数の動向が国内の生産体系に危険を及ぼすおそれのある種の個体数を調整する目的で実施するものである。
15. **生存目的の狩猟**：地域社会における切迫した食料需要を満たすために、その地域で行う狩猟である。

16. **スポーツハンティング**：スポーツや娯楽目的で行う狩猟である。
17. **科学的収集**：生死にかかわらず植物、動物又は微生物の標準的な標本を体系的に整理した収集物。その目的は、生物多様性や収集された生物に関する知識を豊かにすること、又はその他の学術的若しくは教育上の研究である。
18. **種の取引**：原産地が知られた動植物の商業的活動で、行政法や行政手続きにより規制を受ける。
19. **伝統的知識**：全世界の先住民社会や地域社会の知識、イノベーション及び実践。
20. **インフォームド・コンセント（事前通知に関する同意）**：政府が、要求されるすべての情報を事前に提供されたうえで相互に取決めた条件のもとに同意して、生物資源、遺伝資源及びその派生物、又はそれらに関連する伝統的知識の利用を許可する手続き。
21. **生息域外保全**：生物多様性要素のその生態系及び自然生息地外での保存。いかなる生物学的な物質の自然的収集や科学的収集も含まれる。
22. **生息域内保全**：生物多様性要素のその生態系及び自然生息地内での保存。生存能力を備えた種のその自然環境における保護と回復も含む。家畜化又は栽培・養殖された種の場合は、成長し適応した環境における保護である。
23. **取得契約**：ドミニカ政府を代表する権限ある国家機関と一個人又は一法人間の遺伝資源やその派生品を利用するための条項や条件を定めた合意。この場合、関連する無形要素の利用も含まれる。
24. **持続可能な開発**：人の生活の質と生産性を改善させるプロセスであり、環境、経済及び社会面の基準や指標を通して評価可能なもの。生態系の均衡維持、環境保護及び自然資源の活用のための適切な対策に基づくものであるが、将来世代の必要性を満たすことを確約するものではない。
25. **生態系**：相互に影響を与える植物、動物、菌類及び微生物の群集とその物理的環境から成る機能ユニットとしてのダイナミックな複合体。
26. **家畜化又は栽培（養殖）された種**：人が特定の目的のために繁殖や維持するために人類により任意に選抜された動物及び植物の種。

27. **固有種**：イスパニョーラ島の場合のように、自然分布が一部の地域に限定された種。
28. **外来種**：動物及び植物の種で、その起源が我が国の領土ではなく人の活動により導入された種。
29. **侵入種**：自然の生息地外への導入及び/又は繁殖により生物多様性を危険に陥れている種。
30. **移動性種**：餌場及び/あるいは繁殖地を求める通常の行為としてある場所から他の場所へ移動する種。
31. **在来種**：生物地理学上の特定の場所に自然の状態で存在する種で、複数の国にまたがることもある。
32. **野生動物**：固有種や在来種、又は導入種や移動性種を含み、人により家畜化、飼育若しくは繁殖されていない動物又は家畜化されたが自然界に再適用した動物。
33. **野生植物**：人により栽培されていない藻や菌類などの植物。
34. **遺伝資源**（germoplasma）：一般研究、特に品種改良のために利用する種内及び種間の遺伝的変異性を含む遺伝資源（recursos genéticos）の要素を構成するもの。
35. **生物多様性の管理**：生物多様性の生存可能性と自然進化を確実にする目的で、その保護、保全及び合理的な利用を目的とした活動の総体。
36. **生息地**：一つの生物又は個体群が棲む又は存在する場所又は環境。
37. **イノベーション**：あらゆる生物学的資源に関する技術、財産、価値及びプロセスを利用し、価値を創造するための知識。
38. **生物多様性における研究**：生物多様性を種、個体群、生態系のレベルで研究し、観察、認識、評価、実験を行う行為。
39. **免許**：自然人又は法人が特定の活動を開始又は実施する能力があることを権限ある機関が明白に認めたことを示す書類。

40. **生物多様性の管理**：生物多様性の基本的な特徴と性質を維持しながら持続可能な利用を達成するために実施する保全と利用の形態と方法。
41. **遺伝子操作**：遺伝子改変生物をつくる技術の使用。
42. **ペット**：仲間及び個人所有物として使用する生物又は種。
43. **微生物**：顕微鏡の使用でのみ見ることができる単細胞又は多細胞生物。
44. **改変された生物**：モダンバイオテクノロジーにより得られた遺伝素材の新たな組み合わせを持つあらゆる生命体。
45. **遺伝資源の原産国**：生息域内の条件でその資源を有する国。
46. **遺伝資源の提供国**：野生種の個体群や適合した個体群を含め生息域内の供給源から採取された遺伝資源、又は自国が起源であるか問わず生息域外の供給源から採取された遺伝資源を提供する国。
47. **禁猟期**：特定の動物の狩猟又は捕獲を禁止する期間。
48. **許可**：定められた種や時期において、ある場所で特定の行動や活動の実施を受益者に許可する公文書。
49. **遺伝資源の利用及び利益配分の契約**：バイオプロスペクティングの基礎的研究並びに遺伝素材又は生物多様性要素からの派生素材の取得及び取引のためにドミニカ政府が与える許可。国内外の人物又は機関に関連するそれらの知識も含まれる。
50. **漁業**：主として食用を目的としての人類にとって有益な水生生物の捕獲活動。
51. **個体群**：特定の空間を占有し生態系の生物的コンポーネントの一部として機能する同一種の生物による集団。
52. **狩猟用民有区域**：環境自然資源省によりその目的で許可された民間の所有地。
53. **遺伝資源 (Recurso genético)**：事実上の又は潜在的な価値を持ち、利用又は利用の可能性があるとされる遺伝素材。
54. **トランスジェニックリソース**：元来の遺伝的構造を変えることができる遺伝子工学操作の対象となった生物学的自然資源。

55. **生物多様性の回復**：特定地域の多様性の保全を目的に、その構造上及び機能上の特徴を回復するためのすべての活動。
56. **生態系の復元**：特定地域の多様性の保全を目的に、その構造上及び機能上の特徴を回復するためのすべての活動。
57. **環境サービス**：生態系又はそのコンポーネントから得られる機能や成果で、人の生活の質に直接作用するもの。
58. **自然保護区域の国家体制**：調和した自然ユニットの全体を指す。それら自然ユニットは独自の運用カテゴリーの中で調整され、それぞれが他と異なる明確に特定された目的、特徴及び運用形態をもつ。これらのユニットは一つの集合体と捉えて運営すべきで、政府はこの体制を一組織として機能させなければならない。
59. **持続可能な利用**：生物種、生物多様性のコンポーネント、生息地若しくは生態系の活用又は開発方法である。その実施には、生物学、環境、経済、土地整備及び法制度の基準と原則が基となり、安定した生態系として種と生息地の長期的生存可能性を保証するものである。
60. **なわばり**：通常一つの種や個体群が食料、繁殖、その他の生存に不可欠なものを求めて移動するために使用する空間。
61. **生存可能性**：生物、配偶子又はムカゴ（胎芽）が生き残ることができる可能性。
62. **野生生命**：栽培（養殖）化や家畜化されず、自然の状態にあるすべての動植物の種。
63. **ウイルス**：自己複製のためにある生物に侵入する必要がある核酸分子。
64. **苗畑**：科学、商業、産業又は増殖を目的に植物種の繁殖を行うための公有地又は民有地。
65. **動物飼育場**：科学、教育、商業、産業又は増殖を目的に野生動物種の維持と繁殖を行うための公有地又は民有地。

第II章 生物多様性管理

第I節 権限ある国家機関

第12条 権限ある機関。環境自然資源省はその基本法で与えられた機能と権限に基づき本法律の遵守と適用を監視する責任がある。

第13条 委員会の創設。環境自然資源省は生物多様性の管理上、委員会や技術諮問小委員会を創設する権限を有する。

第II節 管理手法

第14条 管理手法。生物多様性の管理には、法律第64-00号第27条で定める手法以外に以下のものを定める。

1. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国家戦略並びに行動計画 (ENBPA)
2. 保全及び持続可能な利用計画
3. 奨励制度
4. 許可、免許、利用契約及び権利の制度
5. 委員会や技術諮問小委員会
6. 管理の分担
7. 国際条約、議定書及び合意書の適用
8. 保護区域の国家体制

項 前記リストは、環境自然資源省が導入する他の管理手法を排除するものではない。

第I款 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国家戦略並びに行動計画

第15条 国家戦略。生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国家戦略及びその行動計画は、ドミニカ政府が一貫した国家政策や分野別政策の枠組み作りをするうえで基本となる文書である。策定された枠組みは、生物多様性の持続可能な利用を通じて生活の質の向上や貧困削減に貢献するものである。

項 生物多様性保全及び持続可能な利用に関する国家戦略及び行動計画は10年毎に更新される。

第II款 保全及び持続可能な利用計画

第16条 保全及び持続可能な利用計画。生物多様性の管理は、主として保全及び持続可能な利用計画を通して実施する。この計画は、本法律にて持続可能な利用と保全のカテゴリー別に定めた固有種、在来種、移動性種及び導入種の分類体系を基に策定するものである。

第III款 奨励制度

第17条 納税免除。財務省及びその外局機関は環境自然資源省と調整を行い、生物多様性の保護、保全及び持続可能な利用プログラムに貢献する資材、機材及び機器類の輸入と移動に対し納税免除制度を適用する。

項 この免税制度には、いかなる内容のプロジェクトでもその環境運用制度で定めた環境管理計画(PMA)実施のための活動、機器、機械及び資材は含まれない。

第IV款 許可、免許、利用契約、権利の制度

第18条 免許、許可又は契約。運用、探査、バイオプロスペクティング、収集、収用、搬出、収穫、狩猟、捕獲、自然界への放出、商業化、輸出、再輸出、輸入及び/若しくは利用、又はその他のあらゆる形態の生物多様性開発は規制を受ける。

項 これらの活動は、自然人、法人又は政府機関のみが環境自然資源省が発行する免許、許可又は契約により実施することができる。

第19条 免許の発行と更新。下記の活動のための免許、許可又は契約の発行と更新の手続き及び条件は規則にて定める。

- 1) 狩猟
- 2) 林業
- 3) 商行為
- 4) 商業施設

- 5) 遺伝資源の取得及び利益配分
- 6) バイオプロスペクティング
- 7) モダンバイオテクノロジー
- 8) 産業
- 9) 研究
- 10) スポーツ競技
- 11) 商業的漁業
- 12) 観光活動
- 13) 農業生物多様性
- 14) 飼育
- 15) 展示
- 16) 動物飼育場
- 17) イルカ水族館
- 18) テーマパーク
- 19) 動物園

項 1 環境自然資源省は、前記リストに含まれていない生物多様性の取り扱い、利用又は改変のおそれがあるその他のあらゆる活動について要件を設定する。

項 2 この法律及びその規則の違反が確認された場合、環境自然資源省による免許、許可又は契約の停止及び/又は中断もありうる。

第 V 款 生物多様性管理における関係者と関係セクターの一体化と参加

第 20 条 参加。生物多様性の管理は、行動の本質と目的に応じて関心を持つ関係セクターと関係者、特に地域社会が広く直接参加することで実施される。

項 1 環境自然資源省は、関係者に適切な情報を提供しプロセスの透明性を確保する責任がある。

項 2 環境自然資源省は、大衆参加及び啓発の手段として必要な情報交換メカニズムを確立し維持する。

第 VI 款 研究

第 21 条 国家的意義。生物多様性の様々な要素に関する調査研究は、生物多様性の効果的管理のための技術開発として国家的に意義あるものとされる。そのため、環境自然資源省は国内外の機関及び/又は組織と協力合意を定めることや、効果的管理のため協力機関が実施するプログラム及びプロジェクトの促進対策を講じることができる。

第 22 条 研究プログラム。環境自然資源省は生物多様性の効果的な管理と持続可能な利用のために研究政策を策定する。

第 23 条 研修。高等教育科学技術省（MESCyT）は環境自然資源省と連携の下、生物多様性の保全、保護及び持続可能な利用や意思決定に役立つ専門的かつ科学的な技術及び研究に関する交流や研修を推進する。

項 高等教育科学技術省が生物多様性の分野で推進する研究業務は、基本的に環境自然資源省が与える許可が必要である。

第 24 条 標本の登録。自然人と同様に公的及び民間機関は、生物多様性の標本の収集やサンプル、部分標本又はコンポーネントを所有する場合、いかなる目的であっても環境自然資源省でそれらの登録をしなければならない。

第 VII 款 公的情報と市民教育

第 25 条 政策とプログラムのデザイン。環境自然資源省は、生物多様性の保全の重要性や関連知識について理解を促進するために学校教育及び代替教育の政策とプログラムを策定する。その目的は、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進し、生物多様性の管理への参加を強化し、国民の生活の質の向上に向けた生物多様性の潜在力を示すことにある。

第 26 条 研究成果の公表。環境自然資源省が推進、支援及び承認した生物多様性の調査研究の成果は、本法律第 22 条及び第 25 条に従い実施されたすべての調査

研究を制限することなく含め、著作権を損ねることなく国家安全が脅かされない限り効果的方法により公表される。

第 III 節 委員会

第 27 条 技術科学委員会。生物多様性の管理のための諮問機関として、技術科学委員会を創設する。これらの委員会は、環境自然資源省が以下の項目の関連内容について義務的に諮問する機関である。

1. 国家生物多様性委員会
2. 外来侵入種
3. ワシントン条約の附属書 I、II 及び III のリストにある種の輸出入の許可の付与
4. 生物圏の保護区の管理
5. ラムサール条約の履行
6. 本法律で考慮された報奨金授与
7. バイオセキュリティ
8. 海洋哺乳類

第 28 条 代表者の任命。環境自然資源省は、公共セクター、民間セクター、学術セクター、利用者及び地域社会の住民により構成される技術科学委員会の代表者を任命する。

第 III 章 生物多様性

第 I 節 種の保存

第 29 条 種の保護。ドミニカ共和国に存在する動植物の固有種、在来種及び移動性種の個体群を保護することは国の高い関心事である。

第 30 条 分類体系。利用及び保全カテゴリーごとに種の分類体系を設定する。この分類体系は以下の管理等級と基準により策定される。

- a) **絶滅 (EX)**。最後に存在した個体の死亡について合理的な疑いがない場合。適切な時期(日々、季節ごと、年ごと)に既知の及び/又は期待される生息地並びに過去の分布地域における網羅的探査において一個体も発見できない場合、その分類単位は絶滅したと推定される。探査は、その分類単位の生命サイクル及び生活形態に適切な時期に実施しなければならない。
- b) **自然状態での絶滅 (EES)**。飼育・栽培下あるいは本来の分布域の明らかに外側で野生化した個体群としてのみ存続している場合、自然の状態では絶滅したとみなす。適切な時期(日々、季節ごと、年ごと)に既知の及び/又は期待される生息地並びに過去の分布地域における徹底的な探査において一個体も発見できない場合、その分類単位は自然状態では絶滅したと推定される。
- c) **重大な危険状態 (PC)**。重大な危険状態の“A”から“E”の基準のいずれかに相当することを示す事実があるとき、重大な危険状態にある。従って自然状態において極めて高い絶滅危機と向かい合っていると考えられる。
- d) **危険状態 (EP)**。危険状態の“A”から“E”の基準のいずれかに相当することを示す事実があるとき、危険状態にある。従って自然状態においてとても高い絶滅危機と向かい合っていると考えられる。
- e) **危険を受けやすい状態 (VU)**。危険を受けやすい状態の“A”から“E”の基準のいずれかに相当することを示す事実があるとき、危険を受けやすい状態にある。従って自然状態において高い絶滅危機と向かい合っていると考えられる。
- f) **絶滅のおそれさらされそうな状態 (CA)**。評価にて重大な危険状態、危険状態及び危険を受けやすい状態の基準を現在は満たしていない場合、絶滅のおそれさらされそうな状態にある。しかしながら、条件を満たす状態に近い又は近い将来満たす可能性がある。
- g) **低い懸念度 (PM)**。重大な危険状態、危険状態、危険を受けやすい状態及び絶滅のおそれさらされそうな状態のいずれの基準も満たしていない場合、懸念度は低いと考える。このカテゴリーには、豊富な数で広範囲に分布する分類単位が含まれる。
- h) **情報不足 (DI)**。個体群の分布及び/又は状況を基に直接及び間接的に絶滅危機の評価をするとき、適切な情報がない場合、情報不足のカテゴリーに含める。

このカテゴリーに分類される分類単位は十分に研究され生物学的によく知られているが、数量及び/又は分布については適切な情報が欠けている可能性がある。

i) **無評価 (NE)**。これらの基準に従い未だ分類されていない場合、無評価と考える。

第 31 条 商取引に利用される種。商業的に利用される種及びその利用形態は、本法律の規則にて定める。

第 32 条 有害種。動植物の種は、本法律の規則にて定める。

項 本法律の規則に含まれる種のリストは、5 年毎に見直される。

第 33 条 導入基準。リストへの種カテゴリーの導入又は変更は、主として下記の基準を用いて行うが排他的であってはならない。

- a. 個体群の規模、遺伝的変異性、分布及び繁殖力
- b. 当該個体群のための負荷容量に関する生息地又は生態系の状態
- c. 種又は個体群についての確認された使用法又は開発され知られている使用法
- d. 本法律第 6 条にて定められた予防原則への配慮

第 II 節 生息地及び生態系の保全

第 34 条 生態系の特徴づけ。環境自然資源省は本法律の公布及び公表後 4 年の期間内に国内の生態系の特徴づけを行い公表する。それは 10 年毎に更新するものとする。

第 35 条 絶滅のおそれにさらされた種の優先。特定の空間や区域の自然資源を利用する際には、絶滅のおそれにさらされた種、特に絶滅危惧状態にあると認定された種の保護を優先しなければならない。

第 36 条 重要区域。環境自然資源省は、独自の発意並びに自然人又は法人の要請に答えて、科学調査の実施後、政令により重要区域の宣言を行いその境界を定め

なければならない。科学調査は公の開かれた調査とし以下の内容を示すものである。

1. その土地及び/又は海は、特別な生物的及び/又は非生物的条件を備え、また生態系上の重要性及び生息地（移動性種の空間や繁殖用空間、保護種、絶滅のおそれにとさらされた種又は絶滅危惧種の生活サイクルの重要空間を含む）としての重要性を備えていること。
2. 関連する又は利害関係がある村落や地域社会は、本法律の第 VI 款の規定により活動の影響について情報が提供され相談を受け、また、意見を述べる機会があったこと。

項 環境自然資源省が、自然人又は法人の要請に反し重要区域の指定を拒否する場合、環境自然資源省は公的通知によりその決定理由を明らかにしなければならない。

第 III 節 生物多様性の利用

第 37 条 生物多様性の利用。この法律及びその規則の規定は以下の生物多様性の利用に適用可能である。

1. 観光活動
2. 農業生物多様性
3. バイオプロスペクティング
4. モダンバイオテクノロジー
5. 狩猟
6. 商取引
7. スポーツ競技
8. 飼育
9. 展示
10. 製薬

- 11. 産業
- 12. 調査研究
- 13. 商業的漁業
- 14. 林業
- 15. エコパーク

項 前記の利用は、本法律の第 18 条及び第 24 条のみにより許可される。他の考慮されていない利用に関しては、この法律及びその規則の内容の基づいた環境自然資源省の明確な許可を得なければならない。

第 I 款 商取引

第 38 条 商業化。 本法律第 30 条のカテゴリ b)、c)、d)、e) 及び d) の種の商業化は、その派生物や部分を含め、この法律に従い環境自然資源省より該当する許可を得て特別な施設（プランテーション、苗畑又は動物飼育場）において商業化目的で生産及び繁殖させた場合のみ可能である。

第 39 条 商業化の許可。 本法律第 30 条のカテゴリ b)、c)、d) 及び e) に含まれる種、その派生物及び部分の商業化の許可は、本法律第 18 条及び本法律の規則に定める指針のもと、提案活動に関する公の開かれた科学的研究による決定後のみ付与される。

第 40 条 制限と条件。 環境自然資源省は、あらゆる環境影響を防ぐため適切な制限と条件を以下に対して課す：

1. 絶滅のおそれにとさらされていると認定された種、特に絶滅危惧種に扱われている種
2. 国としての生態的統一性及びその中での自然保護区、又は許可の結果として影響を受けるおそれのある重要区域

第 41 条 種の許可。 本法律第 38 条の規定とは別に、環境自然資源省はこの法律第 18 条の規定のみに従うことで有害種の商業化及び商業利用の許可を行う。

項 本法律において有害とみなす野生生物の種の商業化や商業利用に関心を持つすべての者は、環境自然資源省の該当する許可を得なければならない。

第 42 条 製品の取引。バイオテクノロジーによる製品、生物多様性の製品の取引は、この法律の規則で定める措置に従う。

第 43 条 種の国際取引。種の国際取引は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）に規定される。

第 II 款 狩猟

第 44 条 狩猟の禁止。いかなる自然人又は法人も、本法律の第 30 条の b、c、d 及び e のカテゴリーに分類されている野生動物及び保護区域法で定めた保護区域又は本法律で定める重要区域に存在する動物の狩猟、捕獲、切断、締付け、鞭打ち又は殺害をすることはできない。

第 45 条 種及び時期の決定。狩猟は、環境自然資源省が狩猟のために定めた種のみ可能である。場所及び時期に関しても同様である。

第 46 条 許可の条件。狩猟の許可を得たすべての者に以下の内容が義務づけられる。

- a) この法律及び狩猟規則を理解し遵守する。
- b) 禁猟対象の種及び狩猟可能な種を把握する。
- c) 自身の猟具を使用する。
- d) 猟具の移動は、他人に危険を及ぼさないように行う。

第 47 条 民有地の設定。狩猟用民有地の設定は、以下の内容を証明する公の公開調査実施後、環境自然資源省が付与する許可により認められる。

- 1) 民有地の運営は以下に対して害を与えない。
 - a) 保護動物、絶滅のおそれにさらされた動物又は絶滅の危険にある動物
 - b) 自然保護区域又は当該民有地近くの重要区域の生態系全体

- 2) 当該狩猟用民有地の所有者又は管理者は、責任者でありこの法律及び狩猟規則を遵守する能力を備えていること。

項 環境自然資源省は、狩猟用民有地の許可制度及び運営のための規則を公布する。

第 IV 節 遺伝資源及びその派生物

第 48 条 遺伝資源の主権及び利益の公正で衡平な配分。ドミニカ政府は、ドミニカ領土内の遺伝資源に関わる主権を保持し、当該資源はドミニカ国民の現在及び将来の世代の利益のため国家財産として持続可能な形で保護及び保全すべきものである。

第 49 条 遺伝資源の取得と利益の公正で衡平な配分。環境自然資源省は、生物多様性条約及びその遺伝資源の取得と利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の原則及び措置、予防と衡平な利用の原則並びにこの法律第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定に従い遺伝資源の利用を管理し規制を行う。

第 50 条 遺伝資源の取得と利益配分の契約。研究目的又は科学、技術及び/若しくは商取引目的の遺伝資源の及びその派生物の取得は、この法律の規定及び他の適用可能な法的措置に従い環境自然資源省と当事者間の契約を通してのみ行われる。

項 契約には、遺伝資源の適用、開発及び利用により生ずる可能性がある利益や知的所有権の配分条項等、適切な条件を定める。

第 51 条 契約の根拠。取決められるすべての契約は以下の内容を証明する公の開かれた科学的調査に基づく。

- 1) 遺伝資源の取得と利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の規定に適応していること
- 2) 利用のための遺伝資源の取得は、原産国としてのドミニカ政府との事前の同意に従っていること。
- 3) 契約の下、予定される活動は、下記に害を与えることなく実施されること：
と：

- a) 絶滅のおそれにとさらされていると宣言された種、具体的には絶滅が危惧されている種、
 - b) 国内の自然保護区域又は重要区域の生態系全体。
- 4) 契約の提案目的は国の持続可能な開発にとって重要であること。
- a) 関連する及び利害関係がある村落や地域社会は、契約及びその影響について情報が提供され意見を述べる機会があったこと。また、本法律の第VI款の規定により、契約並びに遺伝資源の適用、開発及び/又は利用により生ずる可能性がある利益及び知的所有権の対象になる場合の配分について意見を述べる機会があったこと。

第 52 条 遺伝資源の利用と利益配分の契約期間。第 50 条により作成されたすべての契約書は期間に制限があり、各々の場合の継続期間は環境自然資源省の担当事項である。それはこの法律の規則に反映される。

第 53 条 遺伝資源の取得と利益配分の政策。環境自然資源省は、生物多様性に関わる知的所有権及び遺伝資源関連の伝統的知識の保護の要請手続きにおいて義務的諮問機関として機能を果たし、遺伝資源とその派生物の取得、生物多様性の利用により生じた利益の公正かつ衡平な配分に関わる政策を提案する。

項 環境自然資源省は、遺伝資源及びその派生物の許可された使用に関する最新登録情報を維持する。

第 54 条 遺伝資源の利用と利益配分に関する規制。遺伝資源の取得とその利用により生ずる利益の公正かつ衡平な配分は、資源に関わる伝統的知識と同様にこの法律の規則により規制される。

第 V 節 バイオセキュリティ

第 55 条 バイオセキュリティ。ドミニカ政府は、生物多様性の保全と持続可能な利用を脅かす損害及び危険を回避及び予防するための対策を定める。モダンバイオテクノロジーの成果である遺伝子改変生物の移転、操作、国境を越える移動、環境への放出及び利用を原因とするヒトの健康へのリスクに対しても同様である。

第 56 条 バイオセキュリティ対策。遺伝子改変生物の操作、利用、放出、移転及び商業化に対する義務的メカニズムとして、予防原則及び事前に定めた合意手続きを適用する。

第 57 条 リスクの評価と分析。政府は、環境及びヒトの健康へのリスクも考慮に入れ、生物多様性の保全と持続可能な利用に対する遺伝子改変生物による潜在的悪影響を決定し評価することを要求する。

第 VI 節 外来侵入種の対策

第 58 条 外来種。外来侵入種の防止、コントロール及び根絶は国の高い関心事である。外来種の存在又は通過は侵入種と成りうる潜在的な危険性を有し、生態系や固有種又は在来種に重大な影響を及ぼしかねない。

項 1 政府は、状況に応じて外来侵入種の防止、コントロール、軽減又は根絶のために必要な対策を講じる。

項 2 本法律はその全体において、環境自然資源一般法が定めた外来種に関わるすべての内容を認めるものである。

第 59 条 リスク分析。潜在的に侵入種と成りうる外来種の導入する際には、政府は生物多様性、ヒトの健康及び経済へのネガティブな影響の可能性についてリスク分析を要求する。

第 60 条 外来種の輸入。国内への輸入及び/又はその自然体系への導入は、環境自然資源省が事前に付与する該当する許可なしでは禁止されている。

項 この禁止はとりわけ下記の基準に基づくものである。

- 1) 以下の可能性をもたない：
 - a) 自然の生態系、動物及び/又は植物の固有種及び在来種に害を与える。
 - b) ヒト又は他の生物の生命又は健康を危険な状態に陥れる。
 - c) 有害な存在に変異する。
 - d) 国の生態系一体性及びその自然保護区域又は重要区域全体に悪影響を与える。

- 2) 関連する又は利害関係がある村落及び地域社会は、本法律の第 V 節の規定により許可の申請について情報が提供され相談を受ける機会があり、また、意見を述べる機会があった。

第 61 条 外来種の契約期間。第 60 条により付与されるすべての許可は期間限定の文書であり、各々の場合の継続期間は環境自然資源省の担当事項である。それはこの法律の規則に反映される。

項 許可は私的で譲渡不能な文書であり、対象業務の行使にはその提示又は携帯が義務付けられている。依って環境自然資源省の権限者より求められたときはいつでも提示しなければならない。

第 IV 章 行政違反及び罰則

第 I 節 行政違反の分類

第 62 条 行政違反。以下の者は本法律で類型化した行政違反を犯した責任があるとみなされる。

1. 現行の法的措置で規制された生物多様性に関する活動を、該当する許可、権利又は免許を所有することなく実施した者。
2. 該当する権利、許可又は免許を保持しているものの、本法律の規定に反する活動を実施した者。
3. 第三者を害する使用等生物多様性の資源を悪用するために事業を利用する者。

第 II 節 分類

第 63 条 行政違反の分類。本法律の規定に対する行政違反は、軽度、重度及び最重度に分類される。

第 64 条 軽度違反。軽い違反をなすものとは以下の行為である：

1. 最重度又は重度違反と考えない生物多様性の不当な利用又は提供。

2. 本法律が保証する原則と目的に背く、重度又は最重度違反とならない利用者のその他のあらゆる行動。

第 65 条 重度違反。重度違反をなすものとは以下の行為である：

1. 生物多様性要素の不当な使用
2. 一般公開向けでない遺伝素材関連のあらゆる種類の情報について、規制当局の許可なく、その内容、存在、出版物の流布又はその他の使用をする行為。
3. 動物保護地区における猟具の使用
4. この法律を補う規則で定められた期間内の料金の不払い
5. 規制機関によれば本法律が保証する原則と目的を明らかに損ねる利用者の行為であって、最重要違反とならないその他のあらゆる行為。
6. 野生動物の保護区域内での狩猟。ただし、規制機関の許可を得ている学術目的の狩猟は除かれる。
7. 都市の公園や街中での狩猟。
8. 狩猟のための然るべき免許及び/又は許可を得ることなく狩猟活動を実施すること。
9. 規制当局が定める禁猟期間を遵守しないこと。

第 66 条 最重度違反。最重度違反をなすものとは以下の行為である：

1. 環境自然資源省の該当する許可なく実施した調査及びバイオプロスペクティングによる生物多様性の要素の取得。
2. 該当する許可のない生物多様性の利用又は許可内容と異なる生物多様性の利用。
3. 遺伝資源取得契約及び利益の公正かつ衡平な配分の権利契約が定める重要条件の指定期間内の不履行等の、バイオプロスペクティング又は調査の許可で定められた義務及び権利の違反、並びに該当する許可のない生物多様性資源の開発。

4. 繁殖地、寝場所及び営巣地での狩猟、巣、巣穴及び逃げ場の破壊又は陸地、水域における飼育場の破壊。
5. 本法律で保護される移動性種の全領土内における狩猟。
6. 保護された種の生きた状態又は剥製による標本の売買、交換及び展示。
7. 野生生物種の標本、製品又は派生品の該当する許可のない輸出及び/又は輸入。
8. 該当する許可のない生息地における在来種又は固有種である野生動植物の捕獲及び移動。
9. 事前許可無く、国内外で作りだされた遺伝子改変生物の、いかなるものの輸入、輸出、実験、移動、自然への放出、増殖、商業化及び研究目的の利用。
10. 該当する取得許可が無いドミニカ共和国の遺伝素材に関する研究活動又はバイオプロスペクティングの実施。
11. 国内又は世界規模で侵入種と決定されたものの導入。
12. 永久禁猟又は一時的禁猟の対象である種又はその部分標本の販売又は展示。
13. 国内又は地域内の禁猟期間内の生死にかかわらずその該当種の搬送及び/又は販売。
14. 本法律の適用に関連した捏造書類又は情報の使用。
15. 一年、二年又はそれ以上の期間に、規制機関の行政決議が認定する重い違反を犯すこと。
16. 環境、自然資源、特に生物多様性を明らかに損なうと規制機関が判断する、利用者及び/又は市民による意図的なその他のあらゆる行為。
17. 該当する許可なく生物多様性資源を利用するための第三者へ便宜供与。

第 III 節 罰則規定、違反による罪

第 67 条 罰則規定。本法律の第 64 条、第 65 条及び第 66 条に定める違反は、法律第 64-00 号の 167 条の規定により罰せられる。

項 罰金を支払い罰金の原因となった行為を直ちに中止することで、不法な状況を承認するものではない。権利又は許可なく活動を行った違反者は、罰金の支払いに関わりなく不法活動の全期間に対し該当する税及び料金の支払いが義務付けられる。

第 68 条 等級付と使途。課す罰金の額は下記による。

1. 犯した違反数
2. 再犯
3. 損害規模

第 IV 節 予防対策

第 69 条 閉鎖閉業、停止又は没収。最重度違反と推定される場合、規制機関は施設、活動、工事又はプロジェクトの仮閉鎖閉業及び/又は権利の仮停止等の予防対策の採択を命令することができる。仮停止の場合、犯した違反に使用された機械、機器又は器具の仮没収を要請できる。

第 70 条 仮閉鎖閉業。生物多様性の不正利用に関連した違反の場合、規制機関により権限を与えられた者は行政処分により仮閉鎖閉業及び機器の没収を命令することができる。

項 現行犯の場合、規制機関は任務遂行のため法律第 64-00 号及びドミニカ共和国刑法により公権力の支援及び公共省の介入を要請することができる。

第 V 章 生物多様性に対する犯罪及び罰則

第 71 条 絶滅危惧種に対する犯罪の罰則

本法律第 41 条の規定を除き、第 30 条のカテゴリ b)、 c) 及び d) に含まれる種の個体又は部分標本の捕獲、収集、殺害、切断、傷害、搬出、商業化を犯した者は、

公共セクターの最低賃金 10 回分以上 10,000 回分以下に相当する罰金及び 1 年以上 5 年以下の禁固刑に処する。

第 72 条 絶滅のおそれさらされた種に対する犯罪の罰則

第 30 条のカテゴリー d) 及び e) に含まれる種の個体又は部分標本の捕獲、収集、殺害、切断、傷害、搬出、商業化を犯した者は、公共セクターの最低賃金 5 回分以上 5,000 回分以下に相当する罰金及び 6 ヶ月以上 3 年以下の禁固刑に処する。

第 73 条 保護された種に対する犯罪の罰則

本法律第 45 条の規定を除き、第 30 条のカテゴリー f)、 g)、 h) 及び i) に含まれる種の個体又は部分標本の捕獲、収集、殺害、切断、傷害、搬出又は商業化を犯した者は、公共セクターの最低賃金 1 回分以上 1,000 回分以下に相当する罰金及び 3 ヶ月以上 2 年以下の禁固刑又は同時に両方の刑罰に処する。

第 74 条 遺伝子改変生物関連犯罪の罰則

環境自然資源省より事前に許可を得ることなく国内外で作られた遺伝子改変生物の輸入、輸出、実験、移動、自然界への放出、増殖、商業化及び研究目的の利用を行った者は、公共セクターの公式最低賃金 10 回分以上 10,000 回分以下に相当する罰金及び 1 年以上 5 年以下の禁固刑に処する。

第 75 条 禁猟違反に対する罰則

本法律の規定により定められた禁猟期間を遵守しない者は、公共セクターの公式最低賃金最低 10 回分以上 10,000 回分以下に相当する罰金及び 1 年以上 5 年以下の禁固刑に処する。

第 76 条 繁殖区域の破壊に対する罰則

本法律第 30 条のカテゴリー b)、 c)、 d) 及び e) に含まれる種の繁殖地又は餌場の一部又は全体を破壊する者は、公共セクターの公式最低賃金 10 回分以上 10,000 回分以下に相当する罰金及び 1 年以上 5 年以下の禁固刑に処する。

第 77 条 犯罪対象物

本法律及び刑法の規定内容に対する犯罪行為の対象となる生物多様性のすべての産物は、環境自然資源省に直ちに保管される。腐敗しやすいが利用可能なものは、必要であれば環境自然資源省が利用することも可能であり、又は適当と考えられる機関へ送られる。この法律で規定する違反の対象物と同じく、犯罪に使用された猟具、車両、工具、機器及び資材に関しても同様の手続きをとる。

第 78 条 罰金の入金

本法律の適用で課された罰金は、環境自然資源総合法の定めるところにより環境自然資源のための国家基金の収入となる。

第 79 条 告発及び告訴

何人も又は市民団体は、本法律で定める罰則を構成する生物多様性に対する損害、退化、損傷、汚染及び/又は退廃を生じさせた、生じさせつつある又は生じさせるあらゆる事実、行動、要因、過程、不作為、妨害を告発及び告訴するための主体的権利を有する。

第 80 条 客観的責任

法律が規定する行政罰や刑事罰に影響を及ぼすことなく、本法律及び補足的な法的措置に拠れば、生物多様性に対し害を及ぼす何人もそれにより生ずる損害について客観的責任が発生する。法律に基づき可能ならば自費による実質的な修復及び賠償負担が義務付けられる。

経過措置

第 1 登録と管理。いかなる目的にせよ生物多様性の標本のコレクションやサンプル、部分標本又はコンポーネントを所有する自然人を含めた公共機関及び民間機関は、それらを環境自然資源省に提示し登録及び管理する目的で、本法律の施行より 180 日間の期間が与えられる。

項 この条項で定めた期間が経過すると、環境自然資源省はドミニカ刑事訴訟法の規定内容を実施しその後未登録のコレクション又はサンプルの没収に取り掛かる。

第 2 一般規則。環境自然資源省は、本法律の公布及び公示より 1 年の期間内にこの法律の適用規則を策定する。

項 この法律の規則では、狩猟用民有地の運用に必要な措置を定める。その措置は、この法律の原則と規定に整合し、特にこの法律第 30 条のカテゴリー b)、 c)、 d)、 e) 及び f) に分類される種及び保護区域法で定めた保護区域又は本法律で定める重要区域に存在する種の保護及び保存の必要性和整合したものとする。

第 3 プログラムの画定。計画及びそのプログラムの策定と実施のための組織、目的、基準及び手順は、本法律の規則にて定める。

第 4 登録手続きの規則

環境自然資源省は、コレクション及びサンプルの登録と管理の手続きを規定する規則を 1 年超えない期間内に策定する。

第 5 遺伝資源の利用及び利益の配分に関わる規則。

環境自然資源省は、遺伝資源の利用と利益の公正で衡平な配分に関する一般規程を定める遺伝資源の利用と利益の配分に関わる規則を策定する。この規則は、行政府の政令により定められ、本法律の公布及び公示より 180 日間の期間内に策定されなければならない。

第 6 種の輸出入規則

本規則は、外来種の導入、輸入及び輸出に関心を持つ公共機関及び民間機関が遵守すべき一般規程を設定するものである。この規則は行政府の政令により定められ、本法律の公布及び公示より 1 年の期間内に策定される。

第 7 外来侵入種導入の規則

環境自然資源省は、外来侵入種委員会を通して外来侵入種の取扱い一般規程を定める規則を本法律の公布及び公示から 1 年を超えない期間内に策定する。

最終措置

単独措置 発効。本法律は、ドミニカ共和国憲法に従い公布後、民法で定めた期間の経過後に発効する。

独立 172 年、回復 153 年の 2015 年 10 月 20 日、ドミニカ共和国首都、特別区サントドミンゴ・デ・グスマンの国会下院会議室にて。

RHPG-LSSF/ap-rm

副大統領代理

特別事務局長

ルシア・メディーナ・サンチェス

ジョアニ・グスマン・ロドリゲス

独立 172 年、回復 153 年の 2015 年 11 月 17 日、ドミニカ共和国首都、特別区サントドミンゴ・デ・グスマンの国会上院会議室にて。

上院議長

クリスティーナ・アルタグラシア・リサルド・メスキータ

事務局長

事務局長

アマリリス・サンターナ・セダーノ

アントニオ・デ・ヘスス・クルス・トーレス

ダニーロ・メディーナ

ドミニカ共和国大統領、共和国憲法第 128 条により私に与えられた権限を行使し、

本法律を公布し、その周知と遵守のため官報に公示することを命ずる。

独立 172 年、回復 153 年の 2015 年 12 月 11 日、ドミニカ共和国首都、特別区サントドミンゴ・デ・グスマンにて。

